

朝倉市文化財保存活用地域計画

令和6年7月

朝 倉 市

目 次

序章 計画作成の目的と位置付け

第1節 計画作成の背景と目的	2
第2節 対象とする「歴史文化遺産」の定義	3
第3節 地域計画の位置付け	4
第4節 計画作成の体制と経過	9
第5節 計画期間	14
第6節 計画の進捗管理と自己評価の方法	14

第1章 朝倉市の概要

第1節 自然的・地理的環境	16
第2節 社会的状況	22
第3節 歴史的環境	28
第4節 地域別の歴史	37

第2章 朝倉市の歴史文化遺産の概要と特徴

第1節 指定等文化財の概要と特徴	40
第2節 未指定文化財の概要と特徴	49

第3章 歴史文化の特性

第1節 歴史文化の特性	58
-------------	----

第4章 歴史文化遺産の把握調査

第1節 既存調査の内容	66
第2節 既存調査の成果と課題	69

第5章 歴史文化遺産の保存と活用

第1節 保存・活用の将来像	72
第2節 保存・活用の現状と課題	73
第3節 保存・活用の方針	80
第4節 措置	84

第6章 関連文化財群

第1節 関連文化財群の設定	98
第2節 関連文化財群の保存活用計画	100

第7章 文化財保存活用区域

第1節 文化財保存活用区域の設定	126
第2節 文化財保存活用区域とその保存活用計画	127

第8章 推進体制

第1節 体制整備の方針	136
第2節 地域計画の推進体制	137

序章

計画作成の目的と位置付け



第1節 計画作成の背景と目的

文化財保護法（以下、「法」という。）の改正（平成30年改正・平成31年施行）により、市町村は県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができること（法第183条の3）や、市町村によって文化財保存活用支援団体が指定できること（法第192条の2）などが制度化されました。

これらの仕組みにより、各地域における中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組みを計画的・継続的に実施できるようになるとともに、地域の文化財行政が目指す方向性や取組みの内容が可視化されることで、文化財の専門家だけでなく、多様な関係者及び市民が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組みが促進されることとなります。

朝倉市（以下、「本市」という。）では、これまで文化財保護行政の活動の中で、市内文化財の把握を進め、重要なものについては国・県・市の指定等により文化財の保存・活用を行ってきました。しかしながら、文化財をはじめとした歴史文化の保存・活用の取組みは十分とはいえず、大切な歴史文化の継承のための活動や担い手の育成などが急務となっています。

一方、第3次朝倉市総合計画（2023年度～2026年度）では「人、自然、歴史が織りなす水ひかる 朝倉」を謳い、基本目標である「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」を支える施策として「歴史の継承と文化・生涯学習・スポーツの振興」を掲げています。

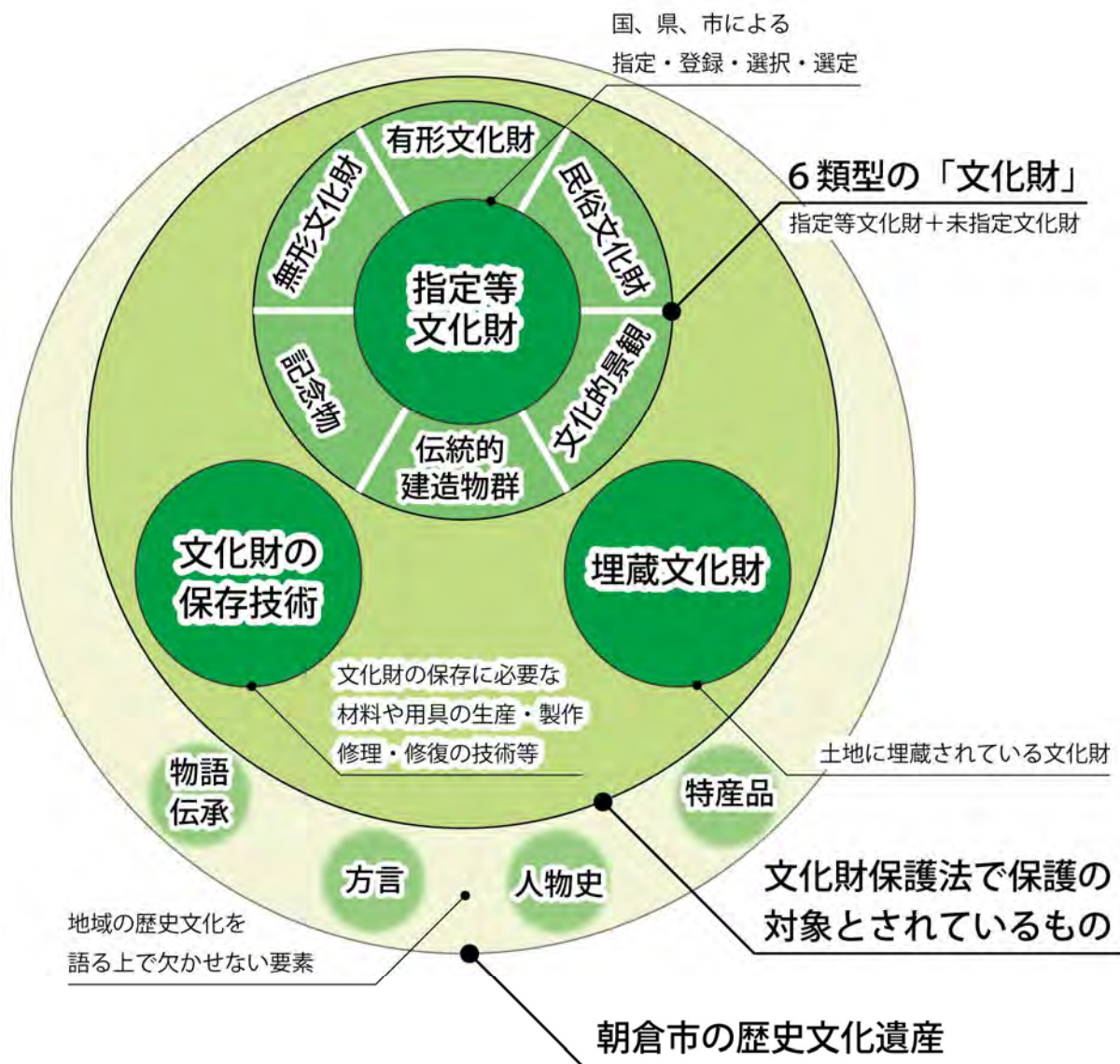
これらの背景から、文化財の保存・活用によって実現すべき将来ビジョンと具体的事業を定め、計画的な取組みを進めるために、朝倉市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という。）の作成を行います。

本計画は法に定められた法定計画として、これまで明文化されていなかった本市の文化財マスタープランとして計画的かつ持続的な歴史と文化の保存・活用を進めることを目的とします。また、まちづくりや観光・教育と連携した具体的なアクションプランを盛り込むことで、施策体系の中での実効性を持たせます。

このような状況を踏まえ、本計画では目指す将来像として「恵まれた自然と悠久の歴史に抱かれた『朝倉の風景』を未来につなぐ」を掲げ、これまで大切に継承されてきた本市の歴史的・文化的な風景を将来へ継承するとともに、積極的な活用を図っていきます。

第2節 対象とする「歴史文化遺産」の定義

本計画では、本市全域を対象範囲とし、法の対象となっている文化財（指定等文化財、未指定文化財）のほか、法には定義されないものの、地域の歴史文化を語るうえで欠かせない要素（その他の歴史文化遺産）について、幅広く計画の対象として捉え、これを本市の「歴史文化遺産」と定義し、計画の対象とします。



図序-1 本計画の対象とする「歴史文化遺産」

第3節 地域計画の位置付け

本計画は、法第183条の3に位置付けられた法定計画であり、本市の文化財保護に係る基本方針や取組みを示すマスタープランかつ短期間に実施する具体的な措置を定めるアクションプランとして作成します。

また、本計画は歴史文化遺産の保存・活用を推進するにあたって、上位・関連計画との整合・連携を図るものとします。具体的には、まちづくりや観光、防災など多岐にわたる分野について扱うものであることから、次の図に示すとおり、他分野の関連計画との連携・調整のもと、本計画に掲げる取組みを推進していきます。



図序-2 地域計画の位置付け



1 市の上位計画

(1) 第3次朝倉市総合計画 〔基本構想：令和元（2019）年度～概ね10年程度 基本計画：令和5（2023）年度～令和8（2026）年度〕

総合計画では目指すまちの姿を次のように掲げています。「朝倉市にとって、水は貴重な地域資源であり、市民の暮らしに多大な恩恵をもたらす存在です。また、朝倉市の山間部を源流とする水の流れは、筑後川^{ちくごがわ}、そして有明海^{ありあけかい}へと流れ、市内だけにとどまらず、流域に豊かな恵みをもたらし、多くの人々の暮らしに潤いをもたらしています。

一方で近年の豪雨災害等、時として水は脅威となり、大きな被害をもたらすことがあります。古くから、豊かな自然とそこに暮らす人々によって育まれた豊富で良質な水を活かし、大切にし、水とともに朝倉市は発展してきた歴史があります。

その水に加え、朝倉市には恵まれた豊かな自然環境、美しい景観、地域に根付く多種多様な歴史・文化といった多彩な魅力があります。

それらの相乗作用により、一層輝くものとし、朝倉市に住む人・訪れる人が心地良さや安らぎを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思うまちを目指します。

あわせて、朝倉市が甚大な被害を受けた平成29年7月九州北部豪雨からの復旧・復興を経て、被災前よりも全ての世代に元気と笑顔があふれ、再び輝く朝倉市を目指すという想いも込め、人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉を目指すまちの姿とします。」

また市民憲章では第1に「水と緑を守り、文化と歴史に学びながら、魅力ある新しいまちをつくります。」と掲げています。

総合計画では、歴史文化に関連する施策を次のように掲げています。

「●文化の継承が途切れないよう、地域の歴史や文化にふれあう機会を充実するとともに、地域に残されてきた貴重な文化財を保護し、確実に後世に伝えていくことで、ふるさとの文化財を大切にし、市民の郷土愛を醸成します。」

このように、市の総合計画において、歴史と文化は重要な位置を占めているといえます。



2 市の関連計画

（１）朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）〔令和３（２０２１）年度～令和７（２０２５）年度〕

朝倉市過疎地域持続的発展計画の中では、地域文化の振興などについて取り上げています。

現況と問題点として、「文化の時代ともいわれる今日、生活意識が趣味・生きがいといった心の豊かさなど、文化的価値を重視する方向に変化してきています。芸術・文化は個性や独自性を生み出す重要な要素であると共に、文化財や伝統芸能・行事は、その地域にとって歴史そのものであり、先人たちが育み継承してきた貴重な財産です。当地域は、民俗行事やまつり、伝統工芸などの多様な伝統文化、美しい自然環境や景観、そして歴史的に貴重な史跡・文化遺産を数多く有しており、これら先人が残した貴重な財産の保存・継承に努め、史跡公園としての環境整備など、地域固有の文化環境の形成を進め、地域性豊かな文化の創造を進めていく必要」があり、歴史文化に関連する施策を次のように掲げています。

- 「①文化協会や各種サークルなどの自主的活動を支援するとともに、各種講演会や音楽祭、シンポジウムの開催など芸術・文化活動の振興を図る。
- ②適切な保護と周辺整備を進めるなど文化財の保存・継承に努め、歴史と伝統文化に親しむ活動の推進を図り、地域性豊かな文化の創造に努める。
- ③伝承のための後継者やボランティアの育成を支援し、民俗行事や祭り、伝統工芸など伝統文化の保存・継承に努める。」

このように、過疎地域における歴史文化遺産の役割は大きく、地域性豊かな文化の創造を進めるため、保存・継承を図る必要性が記載されており、連動した取り組みが必要です。

（２）朝倉市地域防災計画〔令和４（２０２２）年度～〕

朝倉市地域防災計画の中では、文化財災害予防対策を「市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚と防災施設の整備を図る」としています。また、文化財応急対策として、「文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、市を経由して、その結果を県教育委員会に報告する」ようにしています。

防災は歴史文化遺産にとっても大きな課題であるため、被害を受ける前の措置を本計画で記載する必要があるといえます。

（３）朝倉市観光振興指針〔令和２（２０２０）年度～令和５（２０２３）年度〕

朝倉市観光振興指針では、基本方針として「現状分析及び課題を踏まえ、情報発信によるPRを充実させることで、朝倉ブランドイメージの創出と知名度の向上、市内外からの滞在人口、交流人口や関係人口の増加を目指します。また、観光施設や観光推進体制を整備し、観光資源の魅力を高める必要があります。そのために、次の四つの基本方針を柱とし、総合計画においても重点分野に設定している『観光 PR の充実』を中心に、以下を軸に観光の振興に取組みます。」としています。



四つの基本方針として、「①観光PRの充実」、「②観光推進体制の充実」、「③観光資源の充実」、「④観光施設の充実」を掲げており、①の観光PRの充実や③の観光資源の充実など、歴史文化遺産の保存・活用に関わる部分が多いといえます。

（４）第２次朝倉市環境基本計画〔令和２（２０２０）年度～令和１１（２０２９）年度〕

第２次朝倉市環境基本計画では、基本方針Ⅲで「古から未来へ 人づくり」を掲げています。環境目標Ⅲ-１の中で「朝倉の自然、歴史・文化を守り伝える人づくり」を取り上げ、「学校・地域における環境教育・学習の推進」のため、平塚川添遺跡公園で野鳥や水辺の生き物の観察会の開催や、同公園に生息・生育する昆虫・植物・野鳥に関するハンドブックを作成しています。また、市民のアクションとして「身近な自然環境・歴史・文化等を気軽に楽しむ時間として、自然観察会や史跡巡り等に積極的に参加します。」を、行政のアクションとして「民間団体・行政が協力して『平塚川添遺跡公園』の活用を促進し、自然環境・歴史環境をはじめとした環境学習の拠点の役割をもたせます。」などを掲げています。

また、「朝倉の自然がはぐくんだ歴史・文化の保全と継承」のため、朝倉市が抱える歴史的・文化的資源、伝統文化の保存と継承に関する問題と原因として、市内の歴史や文化に関する周知・啓発が不十分であること、少子高齢化による伝統文化や伝統行事の消失危機があることを挙げています。これらの問題解決に向けたポイントとして、「先人が自然とともに歩んできた歴史・文化を理解し、保存するとともに次世代へと継承し、そのための人材育成を進める」ことと、「朝倉市の歴史的・文化的資源をPR」することを挙げています。

また、行政のアクションプログラムとして、次の項目を掲げています。

- ・指定文化財の保存・管理を進め、整備・活用を図ります。
- ・埋蔵文化財の保存協議を行い、必要に応じて記録保存を行います。
- ・未指定の貴重な歴史資源に関する調査・研究、保存を進めます。
- ・「朝倉市歴史的景観条例」に基づいて歴史的景観を保全します。
- ・歴史教室や古代体験等を通して地域の歴史・文化への理解を深めます。
- ・伝統芸能講座等により、伝統芸能の保存と継承を図ります。
- ・伝統行事保存のための支援に努めます。
- ・文化財案内人（ボランティアガイド）の育成や歴史探訪ルートの整備を進めます。
- ・史跡にまつわる物語や伝説等、ストーリー性のある情報提供を強化します。
- ・豊富な歴史的・文化的資源を活用し、体験型・学習型観光を推進します。
- ・「朝倉グリーンツーリズム協議会」と協働し、グリーンツーリズムの普及・啓発を行います。

第２次朝倉市環境基本計画の中では、本市の歴史文化遺産の保存・活用を重要な核として取り扱っており、連動した取組みが必要です。



3 県の方針

（１）福岡県文化財保護大綱〔令和3（2021）年3月〕

福岡県文化財保護大綱では、福岡県の文化財保護の理念の柱として、「価値の共有（文化財の価値を認識し大切にしていける想いを共有する）」、「未来への継承（文化財の保存・活用を推進し、未来へ継承する）」、「地域との連携（地域との連携による地域主体の文化財保護を推進する）」の三つを掲げています。また、文化財保護に関わる方針として、「文化財の調査に関わる方針」、「文化財の保存に関わる方針」、「文化財の活用に関わる方針」、「文化財の災害や盗難等に関わる方針」、「文化財の保護体制に関わる方針」の五つを掲げています。市町村などへの支援体制については、福岡県文化財保護課と九州歴史資料館が一体となって、地域の文化財の状況や課題を把握しながら、地域を担う市町村の文化財保護の取組みに係る助言支援を行うこととしています。

4 市の個別計画

（１）秋月城下町伝統的建造物群保存対策調査計画〔昭和55（1980）年3月〕

この計画では、秋月地区の歴史的環境について、建造物をはじめ自然景観や人文景観や水系などあらゆる角度から把握調査を行い、地区の魅力の深化を行っています。そのうえで、「秋月城下町の歴史的環境を保全していくためには、保全だけではなく町全体の今後の発展の方向をも見定める必要」があり、「歴史的景観を保全してゆくことが、秋月の将来の発展に結びつく有効な方法とならねばならない」としています。秋月地区の保全修景計画では、秋月全体を保護するために保全地区を設定して規制・誘導・改善を進めるとともに、歴史的環境を保全してゆくための重要なポイントとなる場所をいくつか選び、その場所がかかえる課題に対応した具体的な整備の方策を全体の計画と関連させながら構想するべきとしています。

（２）「平塚川添遺跡公園」活用計画〔平成13（2001）年3月〕

国指定史跡平塚川添遺跡の活用を、学校教育の中に位置付けることで、「平塚川添遺跡のよさを知らせ、遺跡に愛着を持たせることにより文化財愛護の精神を育む」ことを目的に作成されました。活用の具体策を提示し、学校教育に活かせる計画であり、古代体験「あさくら子どもの日」は現在も継続されています。

（３）甘木市秋月伝統的建造物群保存地区旧田代家住宅保存活用計画〔平成17（2005）年3月〕

秋月伝統的建造物群保存地区に存在する全ての伝統的建造物を対象として設定し、「伝統的建造物の公開活用方針」と「旧田代家住宅保存活用計画」として「地元文化や生活の質の向上を図るとともに来訪者の回遊を促すなど、活気と賑わいのあるまちづくりの中に伝統的建造物を位置付け保存・活用していくことを目指し、旧田代家住宅を含め公開型伝統的建造物群の更なる配置・確保に向けた基本的な方向性」を示しています。



第4節 計画作成の体制と経過

1 計画作成の体制

本計画の作成にあたり実施した、朝倉市文化財保存活用地域計画協議会、朝倉市文化財専門委員会の構成委員は次のとおりです。

(1) 朝倉市文化財保存活用地域計画協議会

氏 名	種別	団体名・役職	備 考
工藤 卓	建築	元近畿大学教授	歴史及び文化財の有識者
伊崎 俊秋	考古	八女市岩戸山歴史文化交流館 館長	
竹川 克幸	歴史	日本経済大学教授	
國生 知子	歴史美術	九州歴史資料館	
吉留 徹	民俗	元下関市豊北歴史民俗資料館 館長	
宮崎 保幸	記念物	朝倉市文化財専門委員	
草場 大史	学校教育	小学校校長会（馬田小学校）	教育関係者
窪山 龍輔	商工	朝倉商工会議所	商工・観光事業等の関係者
石井 清治（～R5.3） 岩下 英俊（R5.4～）	商工	朝倉市商工会	
里川 径一	観光	あさくら観光協会	
杉原 敏之	企画調整	福岡県文化財保護課	関係行政機関の職員
川上 憲司	文化財保存団体	林流抱え大筒保存会	その他委員会が必要と認める者
三坂 敦	文化財活用団体	秋月学校ガイドボランティアの会	
隈部 敏明（～R5.3） 姫野健太郎（R5.4～）	商工観光	朝倉市商工観光課	オブザーバー
大庭 孝夫（～R5.3） 岡田 諭（R5.4～）	文化財行政	福岡県文化財保護課	オブザーバー
吉武 孝礼	事務局	文化・生涯学習課 課長	事務局
姫野健太郎（～R5.3） 篠原 浩之（R5.4～）	事務局	文化・生涯学習課 文化財係長	事務局
乙藤 慎	事務局	文化・生涯学習課 文化財係	事務局
中島 圭	事務局	文化・生涯学習課 文化財係	事務局



(2) 朝倉市文化財専門委員会

氏 名	団体名・役職	専 門
後藤 正明	福岡大学附属 大濠高校	古文書
大竹 美喜枝	更の会	美術・書画
宮崎 保幸	朝倉市立 甘木小学校	自然
伊崎 俊秋	八女市岩戸山歴史文化交流館 館長	考古
佐々木 重行	福岡県緑化センター管理事務所	自然

2 計画作成の経過

本計画の作成にあたり、令和4（2022）年度から朝倉市文化財保存活用地域計画協議会、朝倉市文化財専門委員会、朝倉市庁内会議を次のとおり開催し、委員からの意見聴取、本計画の具体的内容について検討と審議を行いました。

加えて、令和4（2022）年度には、市内3か所において市民ワークショップを、令和5（2023）年度には市民へのパブリックコメントを実施しました。

(1) 朝倉市文化財保存活用地域計画協議会

日時	回数	場 所	主な議題
令和4年8月31日	第1回	朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）第2学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画について ・文化財保護法改正と文化財保存活用地域計画 ・朝倉市の概要と文化財の保存活用状況 ・朝倉市文化財保存活用地域計画と基本方針（案）について ・作成の体制とスケジュール
令和4年12月23日	第2回	書面開催	朝倉市文化財保存活用地域計画について ・朝倉市文化財保存活用地域計画と基本方針（案）について ・第1章について ・課題・方針・措置の一覧表について ・朝倉市の歴史文化の特徴の方向性について
令和5年3月10日	第3回	平塚川添遺跡公園 体験学習館	朝倉市文化財保存活用地域計画について ・朝倉市文化財保存活用地域計画と基本方針（案）について ・第1章～第3章について ・課題・方針・措置の一覧表について
令和5年6月9日	第4回	朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）第2学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画（素案）について ・朝倉市文化財保存活用地域計画と基本方針（案）について ・序章～第3章について ・第4章～第8章について

日時	回数	場 所	主な議題
令和5年9月26日	第5回	朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）視聴覚室	朝倉市文化財保存活用地域計画（素案）について ・全体を通した修正・調整箇所について
令和6年3月15日	第6回	朝倉市総合市民センター（ピーポート甘木）第2学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画（素案）について ・全体を通した修正・調整箇所について



図序-3 協議会開催風景（左：第1回、右：第3回）



図序-4 協議会開催風景（左：第4回、右：第5回）



図序-5 協議会開催風景（第6回）



(2) 朝倉市文化財専門委員会

日時	場 所	主な議題
令和5年2月13日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 第1学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画と基本方針(案)について
令和5年7月24日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 第2学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画(素案)について
令和6年3月15日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 第2学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画(素案)について

(3) 朝倉市庁内会議

日時	場 所	主な議題
令和5年2月3日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 第3学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画と各課関連事業の把握
令和5年11月	関係課事務室	朝倉市文化財保存活用地域計画に係る関係課協議

(4) 朝倉市教育委員会(学習会)

日時	場 所	主な議題
令和5年2月16日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 教育長室	朝倉市文化財保存活用地域計画について
令和5年6月26日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 第2学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画について
令和5年12月27日	朝倉市総合市民センター (ピーポート甘木) 第4学習室	朝倉市文化財保存活用地域計画について

(5) 市民ワークショップ

日時	場 所	主な議題
令和4年12月10日 10:00~12:00	甘木歴史資料館 研修室	甘木地域の歴史文化遺産と未来
令和4年12月10日 13:30~15:30	朝倉市朝倉地域 生涯学習センター AVホール	朝倉町域の歴史文化遺産と未来
令和4年12月11日 10:00~12:00	朝倉市杷木地域 生涯学習センター らくゆう館 視聴覚室	杷木地域の歴史文化遺産と未来



図序-6 ワークショップ開催風景（左：朝倉地区、右：杷木地区）

(6) パブリックコメント

日時	場 所
令和6年1月10日~令和6年1月31日	市HP、本庁総合窓口、各支所市民係窓口、文化・生涯学習課窓口



第5節 計画期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とします。

なお、上位計画である「第3次朝倉市総合計画（基本計画）」の期間が令和5（2023）年度から令和8（2026）年度であり、総合計画に掲げる基本構想は令和10（2028）年度を目標としています。そのため、総合計画の内容変更により本計画と不整合が生じた場合や、想定外の災害など歴史文化遺産の保存・活用に関わる大きな状況の変化が生じた場合には、上位計画との整合を図るため、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行います。

表序-1 計画期間

	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)
第3次 朝倉市総合計画		基本計画			基本構想						
朝倉市 文化財保存活用 地域計画		前期計画期間			中期計画期間			後期計画期間			

第6節 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画に定める歴史文化遺産の保存・活用に関する措置を確実に効果的に進めるため、計画の推進に係る関係機関（第8章に記載）との連絡・調整を適宜実施していくとともに、定期的に「朝倉市文化財保存活用地域計画協議会」において進捗状況や事業計画の報告・検討を行います。また、「朝倉市文化財専門委員会」に対して計画の進捗状況や予定する措置の報告を行うことで、専門委員からの助言・指導を仰ぎます。

なお、本計画は長期にわたることから、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、事業計画などの修正が必要になった場合には計画の見直しを行います。軽微な変更を行った場合には、当該変更の内容について、福岡県及び文化庁へ情報提供を行います。

一方、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成に関する指針」にある以下に該当する場合は、改めて文化庁長官へ認定申請を行います。

- ・計画期間の変更
- ・域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

第1章

朝倉市の概要



第1節 自然的・地理的環境

1 朝倉市の位置と面積

本市は福岡県の中南部、筑紫平野^{つくしへいや}の東端に位置し、福岡県の県庁所在地である福岡市から南東に約30km、筑後地域の中心久留米市^{くるとめし}から北東約20kmの距離にあります。市域の北は嘉麻市^{かまし}に、東は東峰村^{とうほうむら}及び大分県日田市^{ひたし}に、南はうきは市^{うきはし}及び久留米市に、西は大刀洗町^{たちあらいまち}及び筑前町^{ちくぜんまち}に接しています。

市域は南北約15km、東西約22km、面積は246.71km²で、福岡県全体の4.9%、県下第4位の面積を占め、市域の南側に筑後川が流れ、北東部には古処山系^{こしょさん}の山々があり、面積の約55%は山林となっています。

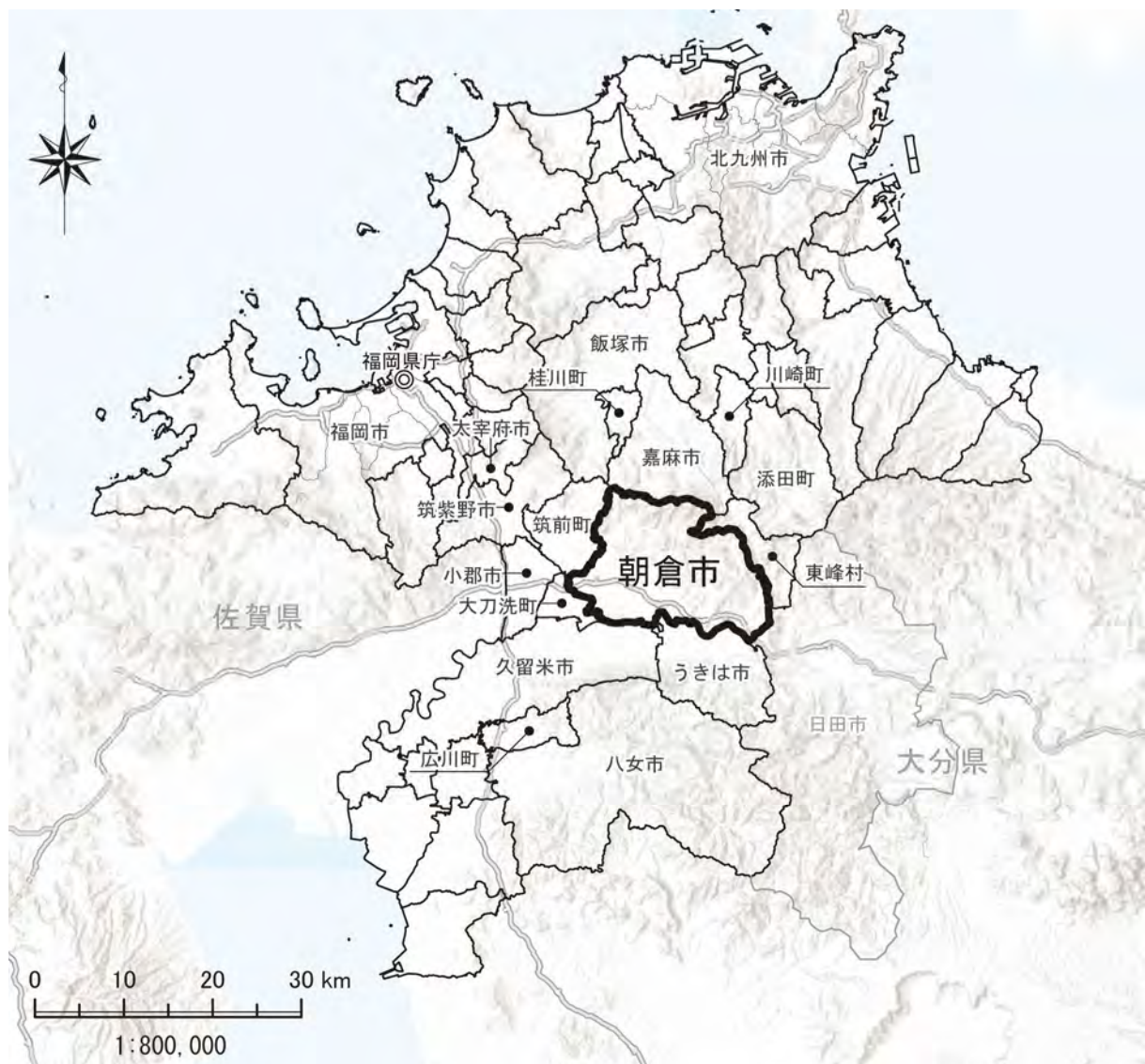


図1-1 朝倉市の位置



2 地形・地質・水系

(1) 地形

本市は筑後川が山地から流れ出る筑紫平野の東端部から中流域の北岸を中心としています。三郡山や英彦山から派生する英彦山古処山地の山々が市の北東部を占め、そこから流れ出た中小河川によって形成された扇状地性低地や砂礫台地、筑後川的作用によって形成された三角州性低地などから構成されます。

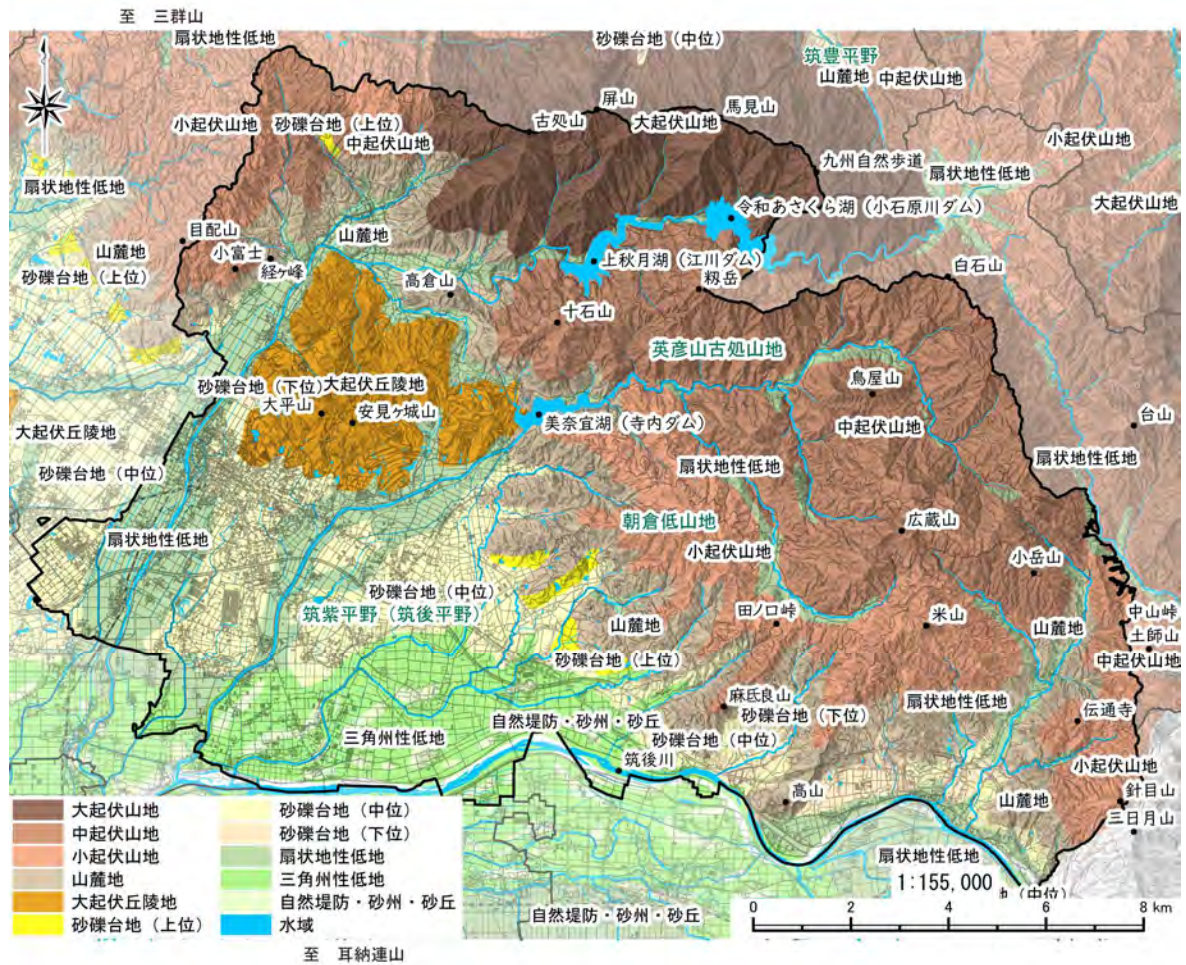


図1-2 地形図

(2) 地質

地質は、古処山地に石灰岩、上秋月の一部で溶結凝灰岩の露頭がみられます。小石原川付近を境に、北西側は中生代に形成された花崗閃緑岩が分布しており、南東側は片岩類や緑色岩が分布しています。

甘木～旧朝倉地域の山地にかけて片岩類や緑色岩、杷木地域では花崗閃緑岩及びその風化物（真砂土）から構成されます。市域南西部を構成する筑紫平野は砂及び礫からなるものと砂・粘土・淤泥・礫によって構成されます。

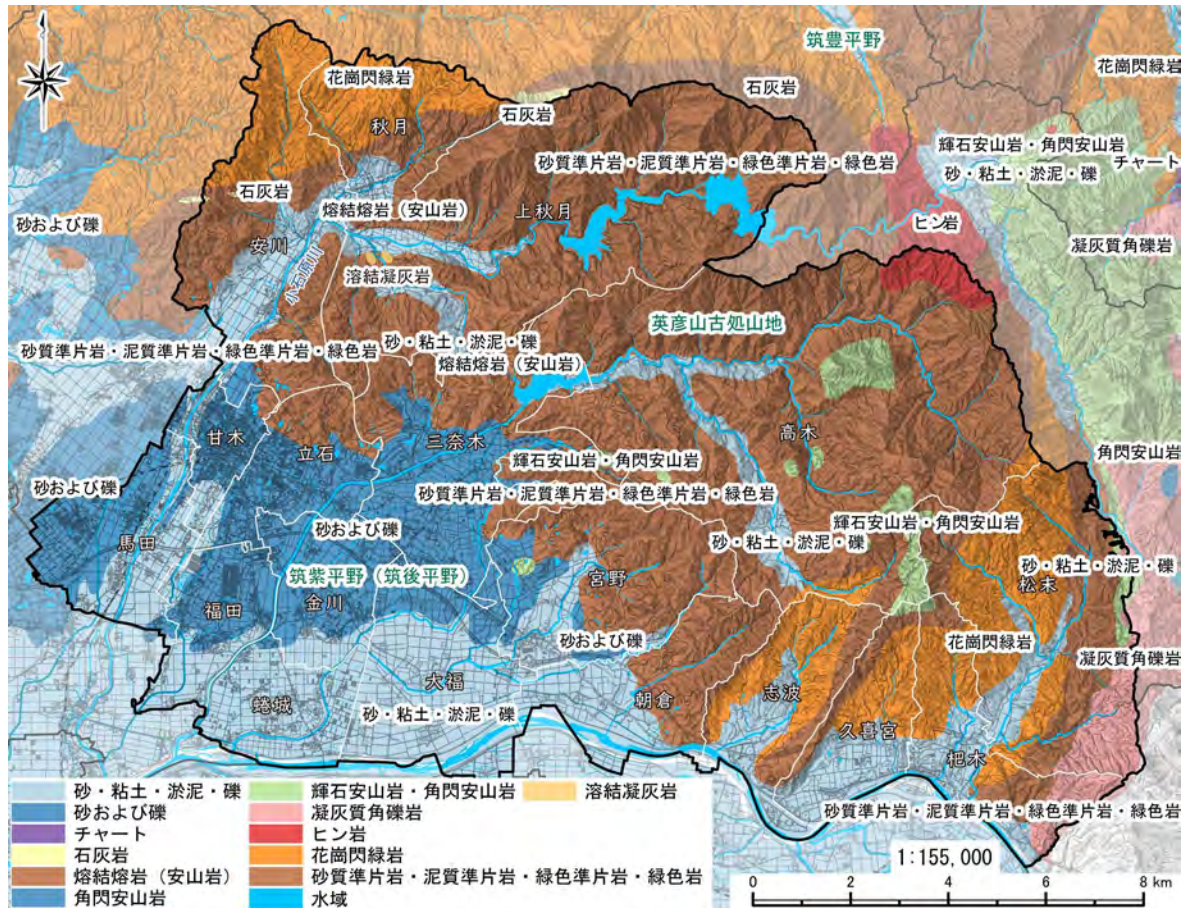


図1-3 地質図

(3) 水系

① 筑後川

筑後川（延長143km）は阿蘇山に源を発し、熊本・大分・福岡・佐賀の4県を流れる九州最大の一級河川です。本市は、筑後川が山間地を抜けて夜明峡谷を通り、筑紫平野を形成する中流域に位置しています。筑後川は筑紫次郎や千歳川など様々な異名を持つ川としても有名で、洪水で一夜にして流路を変え、周辺の風景を変えてしまうことから一夜川ともいわれています。暴れ川であることや、当地域の地形が筑後川に向かって傾斜していることから農用利用が難しく、「川近けれど水遠し」という状況が続いていました。近世に至り、農業用水である堀川が開削され、山田堰が築造されると農耕地が拡大し、恵の大河となりました。

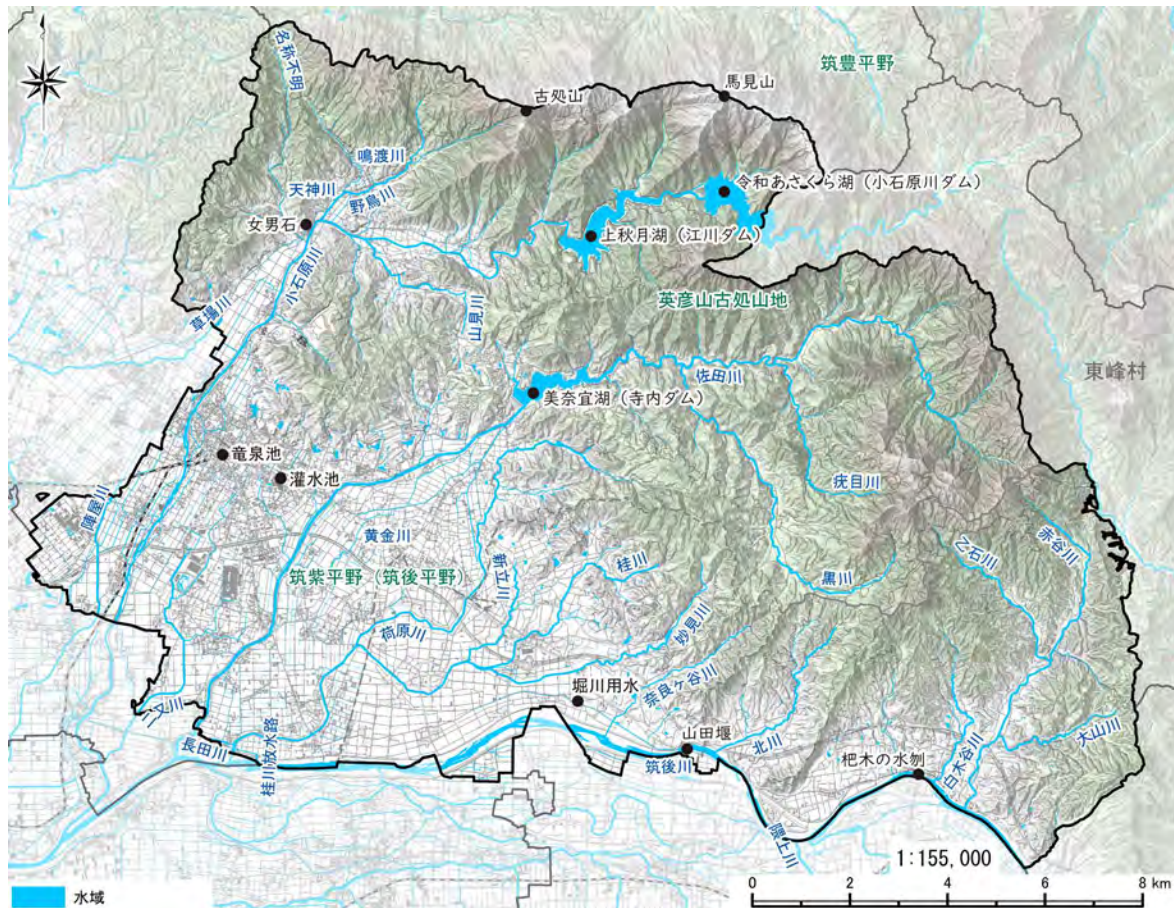


図1-4 水系図

②小石原川

小石原川（延長28km）は筑後川水系の一級河川です。英彦山系の山々を源とし、東峰村を抜けて古処山～馬見山に沿うように西へ流れ、女男石付近で屈曲して南西へ流れます。途中、小石原川ダムと江川ダムの二つのダムを擁し、豊富な水は福岡都市圏の水がめとしても活躍しています。近世期には女男石護岸施設下流に築造された荒川井手をはじめ、各所に堰がつくられ、流域を潤す水源として利用されました。江戸期から昭和初期にかけて、甘木絞りの木綿を晒す水としても使用されました。一説では古処山系の石灰岩帯のアルカリ性の水が適していたためといわれます。

③佐田川

佐田川（延長16km）は筑後川水系の一級河川で、英彦山系～朝倉低山地を源としています。途中に寺内ダムが築かれ、市内を流れ出たのち、床島付近で筑後川と合流します。中流域の板屋～相窪にかけては、降水量が減る晩秋から春先に無水状態が続くため、里人は大根が洗えなくなるので大根川とも呼んでいます。

④赤谷川

赤谷川（延長8km）は杷木の谷筋を形成する川で、杷木林田付近で筑後川と合流します。杷木地域の山地は、花崗閃緑岩の風化土（真砂土）が主体であり、大雨で土砂崩れを起こしやすい地質です。平成29（2017）年の九州北部豪雨では、まず赤谷川流域の谷筋に雨水が集まり土石流となり、それを集めた赤谷川は氾濫、流路が変わるなどし、流域に大きな被害を出しました。



⑤湧水

台地～低地にかけては砂・礫・粘土を含んだ層で、透水性・帯水性に優れ、河川流域の低地、扇状地の凹部や終末部には地下水が地表に出てくる湧水点があります。小石原川水系では本町の竜泉池、一木の灌水池などがあります。佐田川水系では湧水から始まる黄金川で川茸の栽培をしています。ただ、近年地下水位に変化があり、竜泉池は枯れ、黄金川の湧水量も著しく減少している状況です。

3 気象条件

本市の気候は、北側を筑紫山地が遮ることから、玄界灘に面した諸都市に比して冬季の日照に恵まれ、昼夜間の気温差が大きく、風の弱い内陸型の特徴を示しています。年間平均気温は16.8℃で、年間降雨量は2,178mm、年間日照時間は2,000hです。

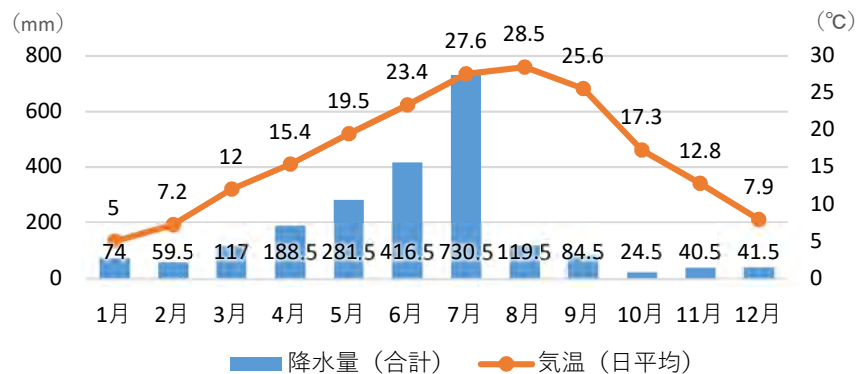


図1-5 平均気温と月降水量 出典：気象庁、朝倉市2023年（月ごとの値）

4 生態系

（1）植生・植物

市域の大半を占める山林は、大部分がスギ・ヒノキの造林地で、原始林は古処山頂を除いてほとんどありません。山中では戦前はブナ・シイ・カエデ・カシ類の巨木がそびえたつ原生林がみられたようですが、戦時中の木炭増産により伐採され、植林事業から取り残されたところに、二次林としての雑木林があります。平野部は水田・畑地で、これに伴う雑草群の変化が著しいです。道路や河川沿いではチガヤ、ススキ、カラムシ、セイタカアワダチソウ、ヒメジョオンなどが見られます。河川流域の低地ではヨシやオランダガラシなどの河辺植物群落が広がっています。



図1-6 古処山のツゲ
(古処山ツゲ原始林)

古処山の山頂付近には、国の特別天然記念物に指定されている古処山ツゲ原始林が広がっています。低山域ではシイ、カシ、クスノキ、タブノキなどが雑木林を形成しています。台地上にはミミズバイ、クロガネモチ、タブノキ、エノキ、ムクノキなどの暖地性の植物が多くみられます。

また、佐田川や小石原川の扇状地の水域には、湧水で育つスイゼンジノリ（絶滅危惧Ⅰ類）や

オキチモズク（絶滅危惧Ⅰ類）が生育しています。平野部には国指定天然記念物であるかくれがのもり隠家森など、神社境内などを中心に指定・保存樹木をはじめ巨木がみられます。

（2）動物

本市は山間部と平野部からなるため、多様な生物をみることができます。山間部では国指定天然記念物であるヤマネ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）においての国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ（絶滅危惧ⅠB類）などが確認されています。また古処山ではニシキキンカメムシなども生息しています。その他、イノシシ、ニホンジカ、ホンドギツネ、ホンドタヌキ、イタチ、ニホンザル、カササギ、サギ類などの姿をみることができます。

くろかわ黒川や小石原川・佐田川流域にはゲンジボタルが生息し、初夏の風物詩として有名でしたが、平成29（2017）年の九州北部豪雨災害以降、その数を減らしています。また、市内には、種の保存法で国内希少野生動植物種に指定されているセボシタビラ（絶滅危惧ⅠA類）やスナヤツメ（絶滅危惧Ⅱ類）やアカザ（絶滅危惧Ⅱ類）など、河川改修等の影響で、生息数が少ない魚類もみられます。近年では国の特別天然記念物であるコウノトリ（絶滅危惧ⅠA類）の飛来も確認され、比較的豊かな自然環境が残されているといえます。（※出典：「環境省レッドリスト2020」）



図1-7 ヤマネ



図1-8 コウノトリ

5 自然景観

本市は北東部に英彦山古処山地の山々が連なり、平野部から、山々の向こうに英彦山の姿をみることができます。北部にある古処山は秋月周辺では象徴的な山であり、「島原陣図屏風」にその姿が描かれています。南には九州一の大河、筑後川が流れています。川の南側には屏風のように連なるみのうれんざん耳納連山を望むことができます。山と川の間には、平野が広がり、穏やかな田園風景となっています。このように豊かな水と緑に囲まれた環境の中で、人々の歴史が育まれてきました。この自然景観の中に歴史文化遺産が合わさり、朝倉の風景として今も人々の生活の中に溶け込んでいます。



図1-9 古処山と英彦山



第2節 社会的状況

1 市域の変遷

本市は、明治22（1889）年の町村制施行時の19の町村により、現在の市域が形成されています。その後、19の町村が合併を重ね、いわゆる「平成の大合併」の際、平成18（2006）年3月に甘木市、朝倉町及び杷木町の3市町が合併して朝倉市となりました。

表1-1 市域の変遷

明治22年 (1889)	明治42年 (1909)	昭和14年 (1939)	昭和26年 (1951)	昭和29年 (1954)	昭和30年 (1955)	昭和37年 (1962)	平成18年 (2006)
甘木町				甘木市 (市制施行)	甘木市		朝倉市
上秋月村							
秋月町							
安川村							
馬田村							
蜷城村							
立石村							
福田村							
三奈木村							
金川村							
高木村					朝倉村	朝倉町 (町制施行)	
朝倉村							
宮野村							
大庭村	大福村						
福成村							
杷木村		杷木町	杷木町				
松末村							
久喜宮村							
志波村							

2 人口と世帯

わが国の総人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年には1億人を切ると予測されています。

本市においては、全国平均よりも早い昭和60（1985）年以降人口減少が続き、少子高齢化が進んでいます。平成22（2010）年の人口（国勢調査による）は56,355人でしたが、令和6（2024）年には50,488人で、5,765人減少しました。また年齢3区分別の人口割合での老年人口割合も平成22（2010）年の27.6%から令和6（2024）年の35.7%、年少人口割合は平成22（2010）年の12.9%から令和6（2024）年の11.5%となり、老年人口割合は8.1%上昇、年少人口割合も1.4%減少し、少子高齢化しています。一方で、世帯数は、平成22（2010）年では、20,360世帯でしたが、令和6（2024）年には、22,168世帯にまで増加しており、核家族世帯や単独世帯が増えていることを示します。なお、2045年には30,017人と推計され、現在の74%まで減少することが予想されています。



こうした人口構造や世帯構造の変化により、地域活動の担い手不足によるコミュニティや地域防災の機能低下、地域のにぎわいの喪失、消費の減少による経済や産業活動の縮小、空き家の増加による住環境の悪化、日常生活における交通手段の不足、医療・福祉といった社会保障費の増加など、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。また、山間部を中心に少子高齢化・過疎化が進み、集落内の祭事などにも影響がはじめています。人口減少を前提に、将来にわたり都市機能や地域の活力を維持し、暮らし続けることができるコンパクトで持続可能なまちづくりが求められています。



図1-10 人口・世帯数の推移

出典：総務省「国勢調査」、「住民基本台帳」

※2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値

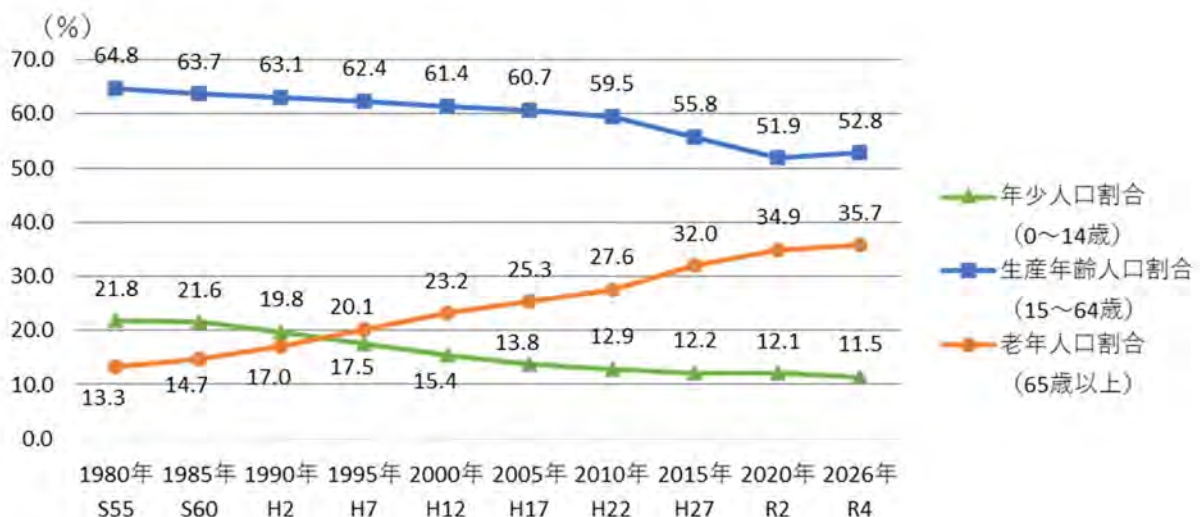


図1-11 年齢3区分別の人口割合 出典：総務省「国勢調査」、「住民基本台帳」



3 交通

本市の山地と平地の縁に並行するように筑紫野市～日田市を結ぶ国道386号が通ります。

九州を東西に横断する九州横断自動車道が市域を通り、福岡・佐賀・長崎・熊本方面から大分方面に抜ける位置にあります。そして市内には甘木・朝倉・杷木の三つのインターチェンジがあります。

鉄道は佐賀県の基山^{きやま}～甘木を結ぶ甘木鉄道と久留米市の宮^{みや}の陣^{じん}～甘木を結ぶ西鉄甘木線があり、都市圏との交通をつないでいます。また、市外南側の鹿児島本線と日豊本線をつなぐ久大本線に後述の甘木～田主丸間のバスが接続します。

バスは二日市^{ふつかいち}～杷木、甘木～秋月、甘木～田主丸^{たぬしまる}、杷木～小石原を結ぶルートのほか、甘木市街地循環バスや旧朝倉町域を回るコミュニティバスがあり、それ以外を補完するあいのりタクシーやあいのりスクールバスなども公共交通機関として利用されています。

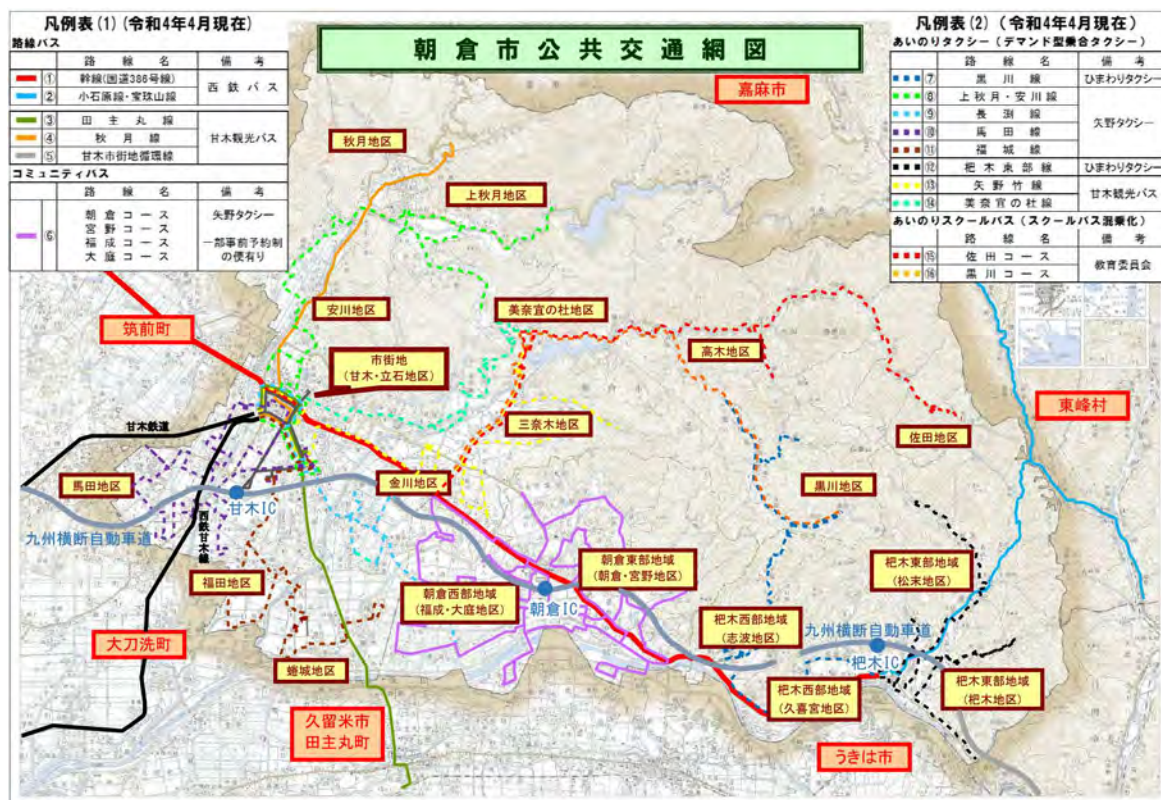


図1-12 朝倉市の公共交通網図 (令和4年度版に一部加筆)



4 土地利用

本市の土地利用は、55%を山林が占め、次いで農用地が22%、宅地が7%などとなっています。山際の段丘面は、果樹園などに利用されています。

低地部には、田が広がっているものの、集落地（住宅用地）の周辺では、畑も多くみられます。また、中央～東部地域の山裾には、畑の広がりがみられます。用途地域内は、住宅用地を中心に、公益施設用地や商業用地、工業用地がみられます。

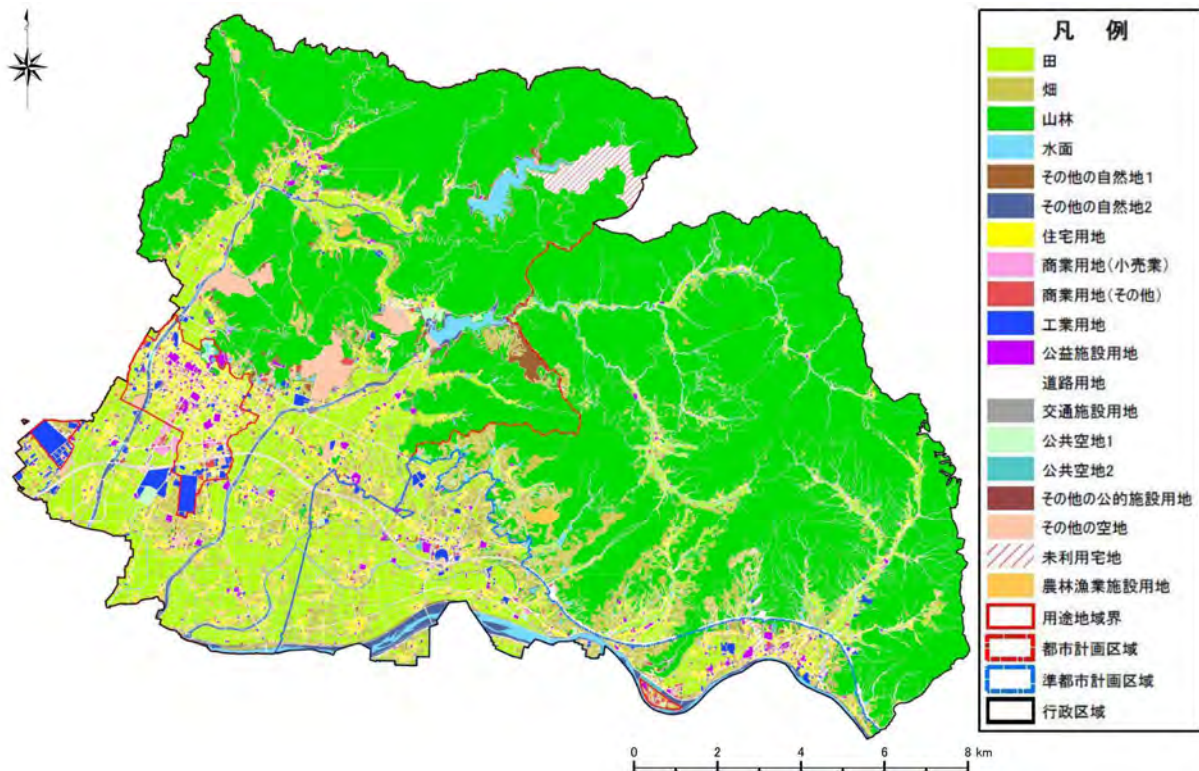


図1-13 土地利用現況図

5 産業

本市では、産業別就業人口のうち第1次産業が約15%、第2次産業が約25%、第3次産業が約60%を占めています。

筑後川水系の肥沃な土壌により農産物の高い生産性を誇り、博多^{ひよく}万能ねぎや志波^{はかたばんのう}柿のようにブランドとなっている農産物があるだけでなく、稲作・麦を中心とした作物のほかに、大豆・ネギ・柿・梨・ブドウなど良質でバラエティに富んだ農産物は、多くの人々に高い評価を得ています。



図1-14 柿



図1-15 ネギ



工業としては、朝倉市には企業が立地しやすい工業団地が整備されるなど、製造業の集積があり、市内外の一定の雇用を支えています。

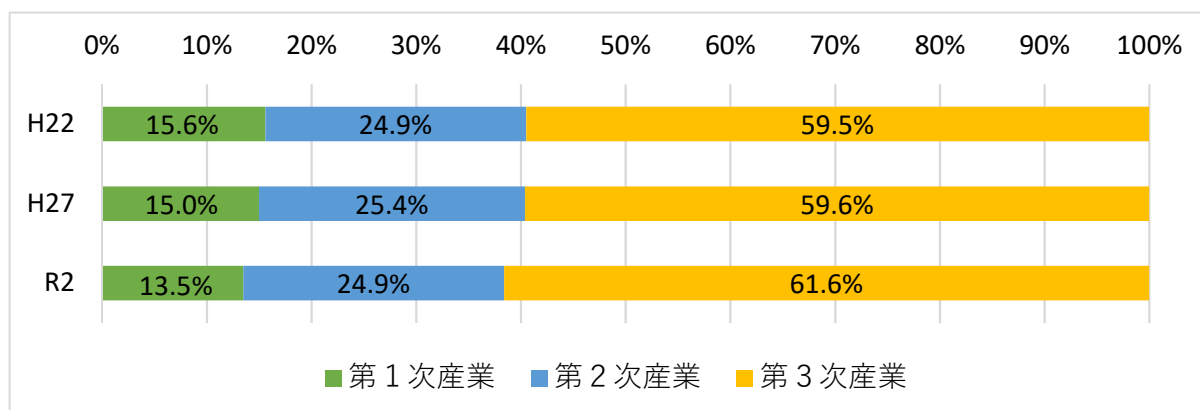


図1-16 産業別就業人口の推移 出典：総務省「国勢調査」

6 観光

本市を代表する観光資源は、筑後川の河畔にたたずむ名湯として、福岡県随一の湧出量を誇る原鶴温泉をはじめ、朝倉揚水車（三連水車）、平塚川添遺跡、甘木公園、秋月城跡などがあります。また果樹園におけるフルーツ狩りなども観光資源として挙げられます。また、甘木公園の桜と紅葉、秋月の杉の馬場の桜と黒門周辺の紅葉、原鶴のひまわり園、麒麟ビール福岡工場のコスモスなど、市内各地で季節の花が彩りを添えています。



図1-17 秋月城跡（黒門）

市南部には、境界にほぼ沿う形で、九州一の大河である筑後川が流れています。平成26（2014）年9月「世界かんがい施設遺産」に登録された筑後川から取水する山田堰と堀川用水、7基の朝倉揚水車があり、福岡県を代表する観光資源となっています。この水車は、現在も毎年6月中旬から10月中旬まで稼働しており、その灌がい面積は合計35haにも及びます。朝倉揚水車は、200年以上の歴史を誇る国の史跡で、日本最古級にして最大の自動回転式重連揚水車です。また、近年、川を使った体験型観光としてサップ、カヌーなども人気を博しています。



図1-18 朝倉揚水車（三連水車）

市北部にある秋月は、旧城下町の大半が国の伝統的建造物群保存地区に選定されており、史跡・天然記念物などの文化財の宝庫として知られているだけでなく、現在も残る秋月城跡や当時の町並みとそれを彩る四季折々の風景とあわせて、「筑前の小京都」として観光客に親しまれています。

また、寺内ダム・江川ダムに続き、三つ目のダムである小石原川ダムが完成し、新たな観光資



源としての役割が期待されます。寺内ダムに隣接する水をテーマとした施設、あまぎ水の文化村を拠点として、三つのダムとの連携が期待され、体験型観光施設として小石原川ダムには小石原川ダムふれあい公園（交通公園）やあさくらマウンテンバイクパークなどが整備されています。

市東部には、ダブル美肌の湯として知られる原鶴温泉があり、さらに温泉地横を流れる筑後川では、県内唯一の鵜飼（原鶴を中心とした筑後川鵜飼）をみることができます。

また地域の伝統料理を掘り起こした「筑前朝倉蒸し雑煮」も、店舗や宿泊施設での展開やレトルト商品化による学校給食提供など、郷土の名物料理として着実に認知度を上げつつあります。

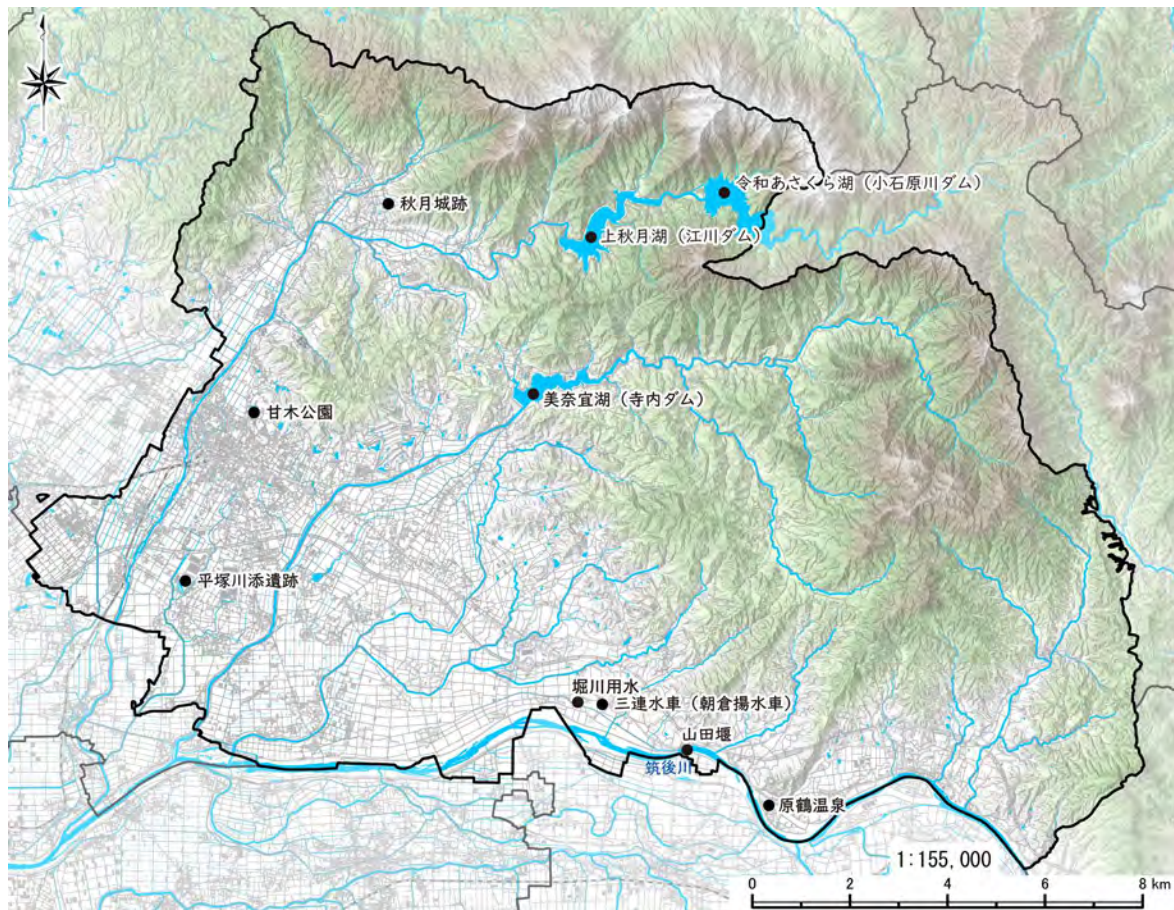


図1-19 市を代表する観光資源分布



第3節 歴史的環境

1 原始

(1) 旧石器～縄文時代

旧石器時代とは、石を打ち欠いた打製石器を用いて、ナウマンゾウやオオツノジカといった大型動物を狩猟していた時代です。市内の旧石器時代遺跡は、東南部（原の東遺跡など）に所在しています。遺跡は台地上にあり、高台を生活や狩猟の場としていたようです。縄文時代は12,000年前から10,000年間続く狩猟・採集・漁労を行っていた時代です。市内の縄文時代遺跡は河川に近い台地の上に多く立地し、食べ物である木の実、シカ・イノシシなどを採りやすい場所にあります。真奈板遺跡や矢野竹遺跡では落とし穴遺構が多数確認されています。落とし穴はシカやイノシシなどの中型・小型動物を捕獲するためのもので、この地域一帯が狩猟場であったようです。柿原野田遺跡では縄文時代前期の管畑式土器が出土しました。丸底で幾何学模様を描くこの土器は、同じ時期の朝鮮半島の土器と類似しています。上秋月遺跡群やクリナラ遺跡は、縄文時代の終り頃の遺跡で、土器とともに打製石斧が数多く出土しました。打製石斧は土を掘り起こすだけでなく、草を除くために使われたと考えられており、何らかの植物を栽培していた可能性があります。

旧石器～縄文時代は、当市域で人の営みが始まった時代で、農耕など定住に向かう動きが垣間みえます。



図1-20 柿原野田遺跡出土管畑式土



図1-21 上秋月中島遺跡出土縄文土器

(2) 弥生時代

弥生時代の本市は早くから大陸文化を受け入れ、弥生文化の醸成を始めていたようです。弥生時代の初め頃の遺跡としては、支石墓が確認された畑田遺跡があります。馬田上原遺跡では甕棺墓や磨製有柄石剣が出土しています。弥生時代は筑後川とその支流である小石原川、佐田川、桂川近くの低台地上や自然堤防上に集落が形成され、低地には水田が営まれます。福田台地では多くの弥生時代遺跡が展開するようになり、中期には栗山遺跡で大規模な甕棺墓群が調査されていて、鉄戈や前漢鏡、イモガイ製の腕輪などが出土し、当時の流通の広さと、特殊なものを入手できる人々がいたことがわかります。



図1-22 栗山遺跡の棺墓群



弥生時代は各地で「クニ」が成立し始める時代です。平塚川添遺跡や平塚山の上遺跡は後期～古墳時代初頭を中心とする大規模な集落遺跡で、邪馬台国と同時代の遺跡として注目されました。こうした集落群は、中国の歴史書である『漢書』地理志にみられる「百余国」の「クニ」の一つであると考えられます。古代史上最大の謎といえる「邪馬台国」の比定地の一つともされる当地域ですが、まだまだ厚いベールに覆われています。

弥生時代の本市では、稲作が生活の軸となり、定住が進みます。弥生時代の集落遺跡の分布状況を見ると、甘木・朝倉・杷木地域のおおまかな地域的な集まりを抽出することができ、この頃から本市域に地域的なまとまりができ始めたといえます。

(3) 古墳時代

古墳時代は、弥生時代に各地で成立した「クニ」を母体として、ヤマト王権を中心に日本の国の原型をつくり上げた時代です。古墳とは、土を盛り上げて造った有力者の墓です。旧甘木市域では、福田台地を中心に繁栄していた弥生時代の集落の勢力から古墳時代になると首長が輩出するようになったと考えられます。神蔵古墳や平塚大願寺遺跡（伝平塚大願寺塚）で三角縁神獣鏡が出土していることや前方後円墳が築造されるようになることが、ヤマト王権とのつながりを示します。中期には堤当正寺古墳が築かれます。周辺には同時期の池の上・古寺墳墓群が造営され、初期須恵器や渡来系遺物が多く出土しているので、渡来系集団を含む墓といえます。渡来系集団は須恵器の製作技術や馬匹生産、鍛冶、土木工事技術など当時の最先端技術を持つ人々でした。堤当正寺古墳の被葬者を頂点とし、その傘下に渡来系集団が活躍していました。こうした勢力を継いだのが、古墳の形や同じ地域にあることなどから、小田茶臼塚古墳や鬼の枕古墳に埋葬された首長と考えられます。



図1-23 平塚川添遺跡公園



図1-24 伝平塚大願寺塚出土
三角縁神獣鏡



図1-25 池の上・古寺墳墓群出土
遺物



旧朝倉町域では鳥集院古墳、宮地獄古墳、鎌塚古墳、
長田古墳、剣塚古墳、湯の隈古墳、狐塚古墳など、中
規模の前方後円墳や大型円墳が造営されるので、この地
域にも首長層がいたことがわかります。旧杷木町域では
中期に志波宝満宮古墳などが造営されますが、前方後円
墳は確認できていません。

各地域において、古墳時代後期～終末期には、山後山
古墳群や北八坂古墳群など、多くの群集墳が造営され、
首長層より下位の中位層の人々が活躍していたことがわ
かります。

古墳時代の朝倉は、弥生時代に形成された地域集団をベースとする地域首長が誕生し、それが
国家の中で認められるようになった時代といえます。



図1-26 鬼の枕古墳出土馬形埴輪
(朝倉高校蔵)

2 古代(飛鳥～平安時代)

(1) 齊明天皇と朝倉橘広庭宮

齊明天皇6(660)年、倭国の同盟国である百済が唐・
新羅連合の攻勢により滅亡します。『日本書紀』によれば
百済復興軍を半島へ派遣するため、齊明天皇の一行は
朝倉橘広庭宮(朝倉宮)に遷り、復興軍の指揮を執
りますが、朝倉宮で齊明天皇は崩御してしまいます。遺志
を継いだ中大兄皇子らは磐瀬宮に遷り半島に軍を進め
ましたが、天智天皇2(663)年の白村江の戦いで唐・
新羅連合軍に大敗します。白村江の戦い後、国防を固める
ために水城・大野城・基肆城などが整備されますが、
杷木神籠石はこうした城と築城方法に類似がみられるた
め、近い時期に築城された古代の山城といえることができ
ます。

朝倉宮の場所は確定していませんが、当地は有力な比
定地と言え、『日本書紀』に、飛鳥時代には「朝倉」の地
名が出てきます。



図1-27 杷木神籠石遠景



図1-28 杷木神籠石第2水門

(2) 律令制下の朝倉と仏教の広がり

奈良時代には律令制のもと、郡衙や寺院が整備されました。上座郡衙と考えられる八並遺跡と井出野遺跡が発見、調査されています。

長安寺廃寺跡は奈良時代の寺院の跡で、大宰府系の鬼瓦が出土しています。また堂ヶ尾廃寺や山田倉谷遺跡は山中に築かれた古代の寺院跡で、早い段階の山岳寺院です。また、大迫遺跡では多くの火葬墓が調査されました。古代の火葬墓は官人や宗教関係者など、比較的上位の人が入り入れた墓制です。池の上・古寺墳墓群の調査でも多くの火葬墓が発見されています。奈良時代の集落遺跡も数多く調査がなされていて、これまでの時代よりも人口が増加しました。



図1-29 長安寺廃寺跡出土遺物

平安時代には末法思想が浸透し、仏の教えを後世に伝えようと造営されたのが経塚です。本市では檜原の血経や三奈木大仏山遺跡の経塚、高山の経筒などが知られています。また普門院や南淋寺などの寺院には、平安時代の古仏が伝来しており、この頃に仏教文化が花開いていたことが分かります。才田遺跡では11世紀後半～13世紀中頃の集落、狐塚南遺跡で13～16世紀の木棺墓が調査されました。のちの蒙古襲来の恩賞配分地となった長淵庄に近く、長淵庄の荘官層の居宅の可能性が指摘されます。

3 中世(鎌倉～安土桃山時代)

(1) 山岳信仰と黒川院

黒川院は、佐田と黒川の山間部に造営された彦山の座主の居館です。元弘3・正慶2(1333)年に後伏見天皇の第6皇子の長助法親王が招かれて座主となり、建武元・正慶3(1334)年に黒川院を造営し、豊前の宇都宮氏の娘を妻帯しました。以降、彦山の座主の地位を子孫が継ぐ世襲制となり、14代の舜有に至るまで、戦国期の動乱に巻き込まれつつも250年にわたって山岳修験の宗教都市として繁栄しました。黒川院中心部の御館や御下屋敷の発掘調査で、礎石をもつ建物跡が確認され



図1-30 黒川院(もうそうやね古墓)

たほか、青磁酒海壺や華南三彩やタイの鉄絵陶器など国際性豊かな陶磁器類が出土しています。山中でも大型の建物がたち、海外の希少な交易品を手に入れるほどの財力を有していました。

(2) 筑前の雄「秋月氏」

秋月氏は秋月地域を拠点とした豪族です。建仁3(1203)年の原田種雄の秋月入部に始まり、元寇の際には3代当主秋月種家が2,700人の手勢を率いて博多での合戦に功名を上げ、『蒙古襲来絵詞』に「筑前国御家人秋月九郎種宗」の名がみえます。



鎌倉時代は筑前南部の小領主であった秋月氏ですが、室町時代になると九州北部に進出した大内氏に接近し、筑前全域に強い影響を持つ領主として成長を遂げます。大内氏の衰退後、秋月種方は毛利氏に接近しますが、弘治3（1557）年、豊後の大友宗麟の攻勢を受けて秋月氏の拠点の古処山城は落城し、種方は討死、秋月氏は滅亡の危機に瀕しました。その危機を脱して毛利氏を頼っていた種実が秋月家を再興し、戦国時代の末期には、筑前を代表する領主となりました。その後秋月氏は、豊臣秀吉の九州平定で種実・種長親子が降伏し、天正15（1587）年に日向財部へ転封となりました。市内には荒平城や古処山城とそれらを囲む小規模城郭群、鼓ヶ嶽城、長尾城や麻氏良城など、秋月氏関連の山城が数多く残されています。秋月氏が日向財部へ転封となったことは、現在の高鍋町と本市が姉妹都市協定を結ぶきっかけとなっています。



図1-31 古処山城

（3）キリスト教の浸透と禁教

秋月種実は、領内でのキリスト教布教に寛容でした。秋月は、宣教師であるガスパル・ヴィレラを当時の足利将軍のもとへ案内したダミアンの出身地でした。秋月氏の転封以降、秋月は小早川氏の領地となりましたが、その後黒田氏の領地となり、黒田孝高の弟である黒田直之が治めました。直之は熱心なキリシタンとして知られ、秋月城跡から出土した罪票付の十字文の軒丸瓦は直之に関連するものと考えられています。秋月や上秋月には教会がつくれ、慶長17(1612)年の禁教令が出されるまで、筑前におけるキリシタンの拠点地域の一つとなり、最盛期のキリシタンは数千人規模に及んだといえます。禁教令が出ると、キリシタン弾圧が激しくなり、慶長18（1613）年には、上秋月村のマティアス七郎兵衛が棄教を拒んで殉教しました。



図1-32 罪票付十字架浮文軒丸瓦

4 近世(江戸時代)

（1）黒田氏の筑前入国

慶長5（1600）年の関ヶ原の戦いの功により、黒田長政が福岡藩に入ります。不仲であった豊前の細川氏を警戒し、筑前六段城を築きました。志波の麻氏良城には重臣の栗山利安が入城しました。栗山利安は黒田孝高を弔う円清寺を建立し、息子の栗山大膳は、2代藩主の黒田忠之と対立した黒田騒動の責を負って陸奥盛岡藩の預か



図1-33 麻氏良城



りとなりました。三奈木は福岡藩の筆頭家老である三奈木黒田家の所領となり、三奈木黒田家の別邸（御茶屋）がつくられ、池泉庭園遺構が残されています。

（2）秋月藩の成立

元和9（1623）年には黒田長政の三男、黒田長興が夜須・下座・嘉麻3郡のうち5万石を与えられ、福岡藩の支藩として秋月藩が成立します。長興は城下町を整備するとともに、御館の近くを通過する秋月街道（旧八丁峠越）を忌避し、札ノ辻から北に折れる秋月街道（新八丁峠越）を開削しました。また、野町宿を新たに設置するなど、交通網の整備も行いました。



図1-34 秋月城長屋門

8代藩主の黒田長舒は殖産興業政策として特産品（元結・寿泉苔・葛粉など）の開発を奨励し、藩校「稽古観

（稽古館）」を整備するなど藩内の産業や学問・文化の発展を進めました。また、長舒が藩主となる要件に福岡本藩に代わって秋月藩が長崎警備を行うことがあり、長舒が長崎で石造アーチ橋を目にしたことから、秋月の目鏡橋がつくられました。秋月は、秋月城（秋月御館）と秋月城下町を中心に、明治4（1871）年の廃藩置県まで藩政の拠点であり続けました。

（3）近世の治水と利水

近世は治水や利水による農業生産力の強化に注力された時期であり、中小河川だけではなく筑後川などの大河への治水・利水工事が行われました。小石原川にある女男石護岸施設は、黒田長興の付家老であった堀平右衛門によって近世初頭につくられた、護岸石垣と捨て石からなる治水施設です。秋月の城下町を流れる野鳥川は、城下の整備とあわせて整備され、護岸石垣や河床の石置による護床工が随所でみられます。寛文3（1663）年に開削された堀川は筑後川から豊富な水を農地にもたらし、山田堰は取水の要として、寛政2（1790）年に古賀百工らによって現在の姿に改良されました。なお、堀川には、現役の水車では最古級の歴史を持つ朝倉揚水車群が今も稼働しています。こうした利水のための堰は市域の中小河川でも各所に築されましたが、つくられた当時の姿を強く残すものは少なく、佐田川に築かれた簀井手は数少ない良好な事例です。



図1-35 堀川

長田湿抜工事は、久留米藩の恵利堰・床島堰などの工事の影響で筑後川の水位が上昇し、湿地帯と化した長田地域を改良すべく立ち上がった長田村の庄屋の松岡家が3代にわたって工事や改良工事を実施したもので、藩境にあったことから近隣への交渉から始まり、川の下に暗渠を通すなど難工事を成し遂げたものです。



筑後川の昭和橋付近には^{はき みずはねぐん}杷木の水刳群が残っています。水刳は川の流れが強く当たる箇所の水流を受け流す治水の工夫です。多くは18世紀前半～19世紀初頭に築かれたもので、護岸を石積み・石張りした、^{とつてい}突堤状の構造物です。



図1-36 女男石護岸施設



図1-37 山田堰



図1-38 杷木の水刳

(4) 近世の文化

8代藩主黒田長舒は、^{あんえい}安永4(1775)年に7代藩主^{ながかた}長堅が学問所として設けた「^{けいこかん}稽古観(稽古館)」を藩校として発展させました。本藩から^{かめい なんめい}亀井南冥や^{おがわさい}小川才次などを招き、その後、^{はらこしよ}原古処を稽古館訓導(後に教授)に任じ、学問を奨励しました。長舒にみ



図1-39 島原陣図屏風

いだされて秋月藩の藩医となった^{おがたしゅんさく}緒方春朔は、日本初の^{しゅとう}種痘の方法を創始した人物として知られます。春朔はこれを『^{しゅとうひつじゅんべん}種痘必順弁』に著し、多くの門人に種痘法を伝授して普及に努め、全国の医学の発展に寄与しました。

^{さいとうしゅう ほ}斎藤秋圃は秋月藩の御用絵師となり、代表作の島原・天草一揆を描いた「^{しまばらじんずびょうぶ}島原陣図屏風」をはじめ、筑前を代表する絵師として数多くの作品を残すとともに、後出の教育に努め、近世の絵画文化の発展に寄与しました。

^{あまぎぼんにわか}甘木盆^{ふりゅう}俄は甘木の祇園社に奉納された風流が起源で、江戸時代から子どもが踊りを奉納するようになり、歌舞伎に変化したものが、今も続いています。

甘木村は福岡本藩に属し、甘木千軒といわれるほど繁栄した町でした。^{ひ た おうかん}秋月街道と日田往還の交差点に近く、人々の往来が多いため様々な産業が発展し、近世に始まったとされる甘木絞^{のぼりはた}りや幟旗など染色工芸品の生産や、飴・砂糖の生産が盛んに行われ、特産品として広く流通しました。



(5) 近世の産業

当地を代表する重要な産業として^{はぜろうせいさん}蠟燭生産があります。蠟燭はウルシ科の樹木である^{ろうそく}蠟の^{びんつ}実から^{あぶら}搾った油で、^{はぜ}蠟燭や^{あぶら}鬢付け油の原料です。福岡藩や秋月藩によって^{はぜ}蠟の栽培が奨励され、各地に^{はぜ}蠟燭が開墾されました。製品となった^{はぜ}蠟は博多・植木・甘木に設置された^{はぜ}蠟座（専売所）に集積され、大阪や江戸に出荷され、甘木では多くの^{はぜ}蠟問屋が栄えました。

近世には藩財政を支えた^{はぜ}蠟産業でしたが、石油や電気の普及により需要が低下し、^{はぜ}蠟屋は^{はぜ}蠟しぼりの技術を活かし、菜種油屋や醤油屋などへと姿を変えます。このほか、葛粉の生産やサトウキビによる^{あまぎしぼ}黒砂糖生産なども特徴的な産業といえます。また、^{あまぎしぼ}甘木絞り・^{あまぎかすり}甘木 拵 など、近代甘木の産業の主力となる染色・織物産業も近世から始まります。



図1-40 蠟燭関係の道具

5 近代(明治時代～)

^{けいおう}慶應3（1867）年の大政奉還、王政復古の号令により江戸幕府の時代は終わりを告げ、明治時代の幕開けとなります。明治4（1871）年に廃藩置県により秋月藩は秋月県となり、4か月後の11月には福岡県に統合されました。明治5（1872）年には学制が公布され、本市には33校もの小学校ができました。その頃、地租改正や徴兵制など、明治政府の改革が進められ、税金や収入の面で農民や士族の生活を圧迫したため、明治6（1873）年には福岡県の全域を巻き込む^{ちくぜんたけやりいっき}筑前竹槍一揆が起きました。

明治9（1876）年には旧秋月藩の士族、^{みやざきくるまのすけ}宮崎車之助や^{いまむらひやくはちろう}今村百八郎らを中心に秋月の乱が起こり、^{とよつ}豊津藩士との決起に失敗、鎮圧され、明治10（1877）年の西南戦争をもって士族の時代の残り火は終焉を迎えます。また一部の旧秋月藩士たちは政界や教育の分野など様々な道へ進み、近代日本の発展に寄与しました。

明治～大正時代にかけて^{あさくらきどう}朝倉軌道や^{りょうちくきどう}両 筑軌道、^{みいでんききどう}三井電気軌道などが開設され、人々の往来はより活性化しました。昭和14（1939）年に国鉄甘木線（現在の甘木鉄道）が開通し、朝倉軌道は廃線となり、三井電気軌道の久留米～甘木間は現在の西鉄甘木線となっています。

大正8（1919）年に^{た ちあらい}大刀洗に陸軍飛行場が建設され、軍関係施設の建設が進みます。昭和初期には東洋一の航空基地といわれ、陸路や空路の整備が進んだことにより、近代化や街の発展へつながりました。

太平洋戦争末期の昭和20（1945）年3月27日、大刀洗飛行場に米軍機が襲来し、爆撃により、飛行場と周辺に大きな被害をもたらしました。被害者には集団下校中だった立石国民学校の幼い生徒たちも含まれていました（^{とんた}頓田の森の悲劇）。こうした大刀洗飛行場や、それに関わる軍関



図1-41 近代甘木町の図



係遺構も、市内には残っています。また、広い飛行場の一部を利用して麒麟ビール工場が建てられました。

戦後、これまで走っていた軌道に代わり、バスが運行されるようになり、甘木・朝倉・杷木それぞれの町ではバスセンターを中心に銀行や商店が集まり映画館などもでき賑わいました。甘木町は商業拠点として昭和の終り頃までその賑わいは続き、アーケード付の商店街としてその名残を残していました。

6 災害の履歴

(1) 大地に残される災害の履歴

治部ノ上遺跡では、断層や地割れの痕跡が確認されています。『日本書紀』に、天武7（679）年12月に筑紫地震が起きたことが記録されており、水縄断層が原因とされるこの筑紫地震による断層や地割れの痕跡と考えられます。

阿蘇山周辺では、9万年前に発生した阿蘇山の噴火による火砕流（阿蘇4火砕流）及び埋没林が近隣の東峰村や日田市で確認されています。本市域では未確認ですが、深く掘ったら焼けた木が出てきたなどの伝聞もあり、今後確認される可能性が高いものです。



図1-42 治部ノ上遺跡の断層

(2) 享保5（1720）年の豪雨災害

『南淋寺縁起』に記される享保5（1720）年の豪雨災害は、平成29（2017）年7月九州北部豪雨と同様の被災地域であったことから注目を集めました。

乙石での試掘調査では、平成29（2017）年の災害土砂で埋もれた現代水田層の下に古い災害土砂があり、その下にも古い水田層が確認されています。この享保5（1720）年の豪雨災害によるものと推定されます。



図1-43 乙石の地層

(3) 近世以降の災害の履歴

近世以降は多くの災害記録が残されており、大風・大雨洪水・山崩れ・飢饉など、様々な災害が伝えられています。特に筑後川は、毎年のように氾濫を繰り返す暴れ川でした。近代以降も洪水は頻発し、特に明治22（1889）年、大正10（1921）年、昭和28（1953）年の水害は大きな被害を出しました。

近年では、「線状降水帯」の名を世に知らしめることになった平成29（2017）年7月九州北部豪雨災害によって本市も甚大な被害を受け、現在も復興に取り組んでいます。

第一章 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章

[illegible]

1 甘木地区(旧甘木市域)

甘木地区は、古代においては夜須郡と下座郡と上座郡からなる範囲の一部です。平安時代に成立した『和名類聚抄』では、夜須郡は馬田・賀美・中屋・栗田・雲提・刈島の6郷からなり、下座郡は馬田・立石・三城（美囊）・鑿鑿・城辺・青木の6郷名がみえます（郷数・比定地は諸説あります）。上座郡は6郷のうち祚田が佐田に比定されています。

現在の甘木地区は、昭和30（1955）年に発足した旧甘木市の範囲です。

甘木の地名は「甘木山安長寺」の山号「甘木山」に由来するといわれています。甘木遠江守

安長の父、安道が大和国矢田寺の地蔵菩薩に息子の^{ほうそうへい ゆ}疱瘡平癒を祈って成就し、それを感謝した安長が建立した寺が安長寺であるといわれます。甘木の町は、この安長寺の門前町として発展したといえます。

2 朝倉地区(旧朝倉町域)

(1) 地区の成り立ちと地名

^{あさくら}朝倉地区は、古代においては上座郡の一部です。『和名類聚抄』では、上座郡は^{ながふち}長淵・^{みしま}三島・^{ひろせ}広瀬・^{にぶ}壬生・^{さくた}祚田・^{はき}把伎・^(なつか)何束の7郷が挙げられます。長淵・三島・広瀬・壬生が現在の朝倉地区と考えられます。近世には福岡藩の領地でした。

現在の朝倉地域は、昭和37(1962)年に発足した旧朝倉町の範囲です。旧朝倉町は昭和30(1955)年に朝倉村・宮野村・大福村の三村が合併したものが、昭和37(1962)年に町制を施行して成立しました。

朝倉の地名の由来は諸説あります。東に山があって日の出が遅いので「朝闇」という説、^{あさくら}木の丸殿が校倉造であったのがなまって「あさくら」となったという説、谷を方言で「クラ」といい、桂川の谷を指して浅い谷^{くら}といったのが由来という説、「あさ」は「あざ」で仮の意味があり、「くら」は「座」または「宮」であるから「あさくら」は「仮宮」であるという説などがあります。

朝倉市の現在の市名である「朝倉」は朝倉町からきており、対等合併といえども、人口規模が大きい「甘木」の名前を引き継がない珍しい例といえます。朝倉の名をたどると、『日本書紀』には「朝倉山」や「朝倉社」、「朝倉橘広庭宮」の名がみえ、『延喜式』には上座をカムツアサクラといい、『和名類聚抄』は上座を^{かみつ あさくら}「上都安佐久良」と読んでいます。

3 杷木地区(旧杷木町域)

(1) 地区の成り立ちと地名

^{はき}杷木地区は、古代においては上座郡の一部です。『和名類聚抄』では、上座郡は長淵・三島・広瀬・壬生・祚田・把伎・何束の7郷が挙げられます。「把伎郷」の名前が杷木と考えられます。

現在の杷木地区は、昭和26(1951)年に発足した杷木町の範囲です。杷木町は^{し わむら}志波村・^{くぐみや}久喜宮村・^{むら}松末村・^{ますえむら}杷木町(昭和14年町制施行)三村一町が、昭和26(1951)年の町制施行により成立しました。

杷木の名前は、杷木神社に由来するといわれています。同神社の縁起によると、日子の峰^{ひ こ みね}(彦山)に降りた天忍穂耳命^{あめのおしほみのみこと}が大己貴命^{おおなむちのみこと}に馬杷^{ま が}(農具)を授け、南の地域を豊かにせよと命じました。大己貴命は、豊後と筑前の境で大きな桧の枝に馬杷をかけ、そこに落ち着いた事が創建の由来です。その場所が馬杷の来た場所、「杷来山^{はきやま}」と称しましたが、後にその山裾の道が二つに^{わか}岐れていた事から杷岐と呼ばれるようになったといえます。

杷木地区は古来、「杷岐」「把伎」「把木」などと呼称されてきました。